

第3期横須賀こども未来プラン

量の見込みと確保方策

(子ども・子育て支援法に基づく特定事業)

【9月26日追加・修正】

● 子ども・子育て支援法に基づく特定事業

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、市町村が行う教育・保育や子ども・子育て支援事業について、提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」や「認定こども園の普及に係る考え方」等を記載するよう定めています。

また、横須賀市は児童相談所設置市であるため、都道府県事務である児童虐待防止対策の充実や社会的養護体制の充実等についても、同様に記載するよう定めています。

そのため、第4章の具体的な施策に加え、さらに詳細な施策内容等を以下のとおり記載します。

(1) 教育・保育提供区域

① 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業の量の見込み（目標事業量）を把握し、確保方策を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況等を総合的に検討して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

② 本市における教育・保育提供区域

基本指針に基づき、教育・保育提供区域を定める事業は、次に掲げる一覧のとおりです。幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の市内における地域的な利用範囲や、利用頻度等がそれぞれ異なることから、事業ごとに提供区域を設定しました。

教育・保育提供区域

区 分		教育・保育提供区域
幼児期の学校教育・保育		5区域
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業 妊婦健康診査 こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業） 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 子育て短期支援事業（ショートステイ事業） ファミリー・サポート・センター事業（就学後） 病児・病後児保育事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業	全市域 単一区域
	地域子育て支援拠点事業（愛らんど） 一時預かり事業（在園児対象、在園児対象以外） 延長保育事業	5区域
	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	行政センター区域 （10区域）
	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 妊婦等包括相談支援事業 産後ケア事業	※国手引きが9月末頃 示される予定 【暫定】 全市域 単一区域

ア 全市域単一区域の事業

全市域単一区域として設定した事業は、事業の利用頻度が日常的ではなく、全市単位で事業の計画・管理・運営を行うことが効果的かつ効率的であると考えられる事業です。

全市域単一区域を設定する事業は、以下の 13 事業 です

- 利用者支援事業
- 妊婦健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）
- 養育支援訪問事業とその他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【暫定】
- 妊婦等包括相談支援事業【暫定】
- 産後ケア事業【暫定】

イ 行政センター区域を統合した5区域の事業

幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設は日常的に利用するものであることから、利用状況を勘案して、全市よりもきめ細やかな単位で、提供体制を検討する必要があります。

幼児期の学校教育・保育等のニーズを適切に把握し、対応する確保方策を計画することが求められています。幼児期の学校教育・保育と、それに密接に関連する事業については、利用状況等を踏まえて5区域とします。

5区域を設定する事業は、次の4事業です。

- 幼児期の学校教育・保育
- 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）
- 一時預かり事業
- 延長保育事業

ウ 行政センター区域（10区域）の事業

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、小学校を基本的な単位として運営されていますが、複数の小学校にまたがる事業を運営する放課後児童クラブも存在します。幼児期の学校教育・保育と比較して、放課後児童クラブの利用圏域が狭いため、提供区域は市内10の行政センター区域とします。

(2) 幼児期の学校教育・保育

① 幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業

子ども・子育て支援新制度の枠組みの中で幼児期の学校教育・保育を提供する施設・事業は以下のとおりです。子ども・子育て支援新制度では利用者の認定区分に応じて、利用できる施設・事業が異なります。認定区分は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により3区分に分かれています。

幼児期の学校教育・保育の対象施設・事業

新制度の対象施設・事業		概要	利用者の認定区分
特定教育・保育施設	幼稚園	学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。	1号
	認定こども園	保護者の就労状況にかかわらず、0歳から5歳の子どもを対象としています。「教育標準時間」の4時間、「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間の利用時間があります。	1号、2号、3号
	保育所	保護者の就労等のため保育が必要な0歳から5歳の子どもを対象としています。保護者の就労時間等に応じて、利用時間が「保育短時間」の8時間、「保育標準時間」の11時間に分かれます。	2号、3号
特定地域型保育事業	小規模保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。少人数（6人から19人）を対象に、小規模な施設で保育を行います。	3号
	家庭的保育	保育が必要な0歳から2歳の子どもを対象としています。家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象に保育を行います。	3号
	事業所内保育	会社や病院の保育施設等で、従業員の子どもの地域の子どものと一緒に保育を行います。	3号
	居宅訪問型保育	障害・疾患等で個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	3号
幼稚園（私学助成）		学校教育法に基づく教育機関で、3歳から5歳の子どもを対象としています。利用時間は「教育標準時間」の4時間を基本とします。（従来の制度に基づく幼稚園）	1号相当
その他	認可外保育施設	認可を受けていない保育施設で、事業所内保育所、病院内保育所等があります。	2号、3号相当
	一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ型）	幼稚園で、保育認定を受けている2歳の子どもを対象に保育を行います。	3号
	長時間預かり保育事業	認定こども園への移行を目指す幼稚園で、保育認定を受けている子どもを対象に保育を行います。	2号、3号
	企業主導型保育事業（地域枠）	会社が設置する保育施設で、従業員の子どものに合わせて地域の子どものと一緒に保育を行います。（地域枠利用の場合は保育認定が必要です。）	2号、3号

幼児期の学校教育・保育の利用者認定区分

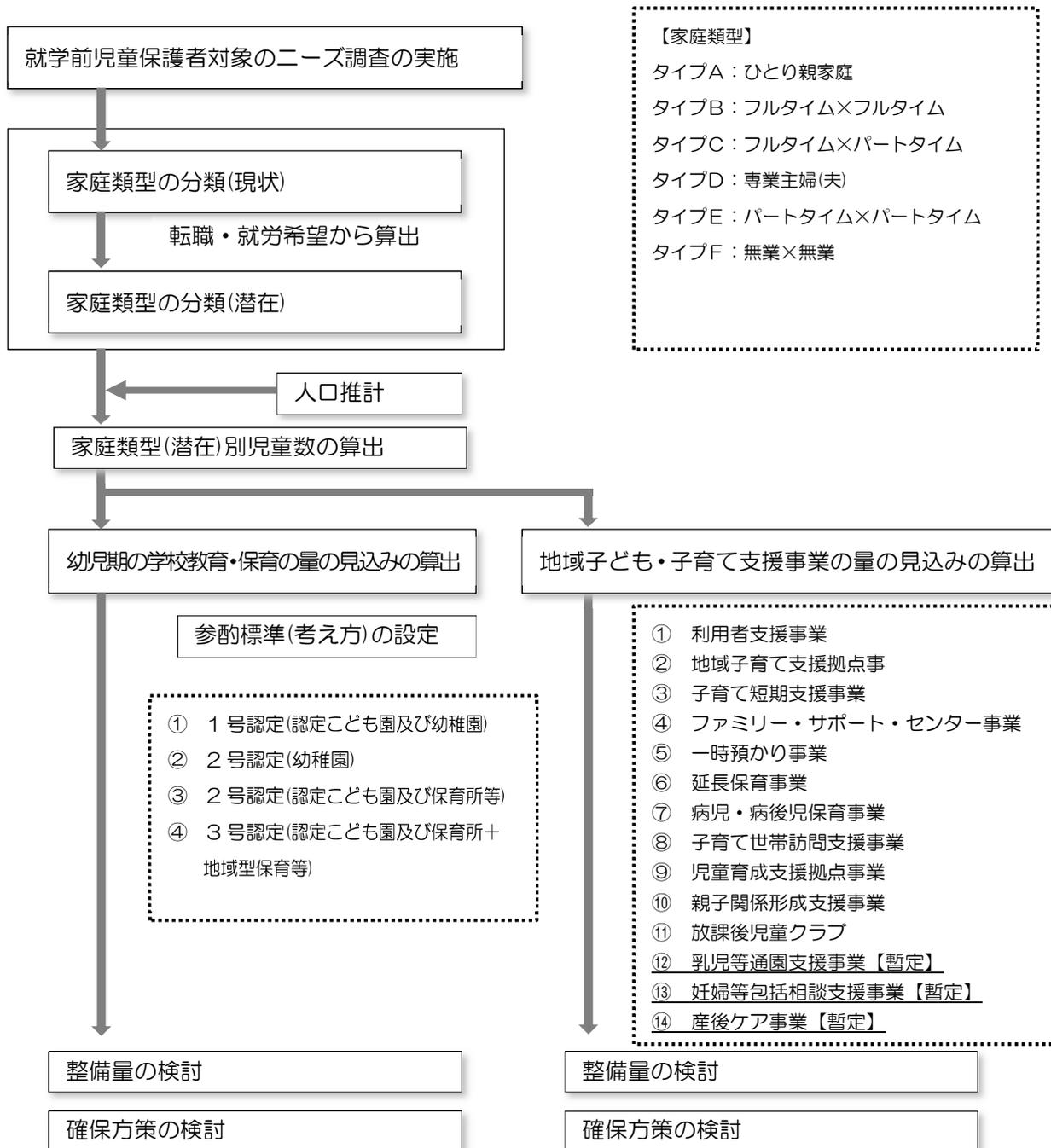
認定区分	子どもの年齢	保育の必要性	概要
1号	3歳から5歳	なし	子どもが満3歳以上で、新制度の教育施設の利用を希望
2号	3歳から5歳	あり	子どもが満3歳以上で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望
3号	0歳から2歳	あり	子どもが満3歳未満で、市から保育の必要性があるという認定を受け、新制度の保育施設の利用を希望

② 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前児童を持つ世帯を対象とする「次期横須賀子ども未来プランに向けたニーズ調査」で、保護者の就労状況や就労意向と、各施設への利用希望から量の見込み（施設・事業の必要利用定員総数）を推計し、計画期間の量の見込み（目標事業量）として設定しました。

市内5つの提供区域ごとに、量の見込み（目標事業量）に対応できるよう、計画期間における必要利用定員総数を確保するための方策と実施時期を設定します。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の見込量算出の手順



状況	●令和5年度（2023年度）実績				
	（単位：人）				
		1号	2号	3号	
				1-2歳	0歳
量の見込み (a)	3,907	2,891	1,752	331	
確保方策 (b)	5,058	2,946	1,662	400	
過不足 (c=b-a)	1,151	55	△90	69	
	※2号（教育利用）は1号に含めています。				
量の見込み （目標事業量）	●計画最終年度で、認定区分別の目標事業量は、				
	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定が <u>3,317人</u>（2号（教育利用）含む） ・2号認定が <u>2,994人</u> ・3号認定が <u>1,395人</u> 				
	と設定しました。				

※以下の点を反映し、全体的に修正

- ・1号、2号について、認可外等保育等の利用を考慮
- ・区域調整を反映（本庁・逸見行政センター区域の施設を他区域の方が利用）

ア 全市域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み ① (人)	3,075	715	2,912	838	794	313	2,949	724	2,933	783	729	295
確保方策 合計 ② (人)		4,371	3,042	941	769	400		4,220	3,028	914	771	422
過不足 ②-① (人)		581	130	103	△25	87		547	95	131	42	127

イ 追浜・田浦行政センター区域

	令和7年度（2025年度）						令和8年度（2026年度）					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳		教育利用	保育利用	2歳	1歳	0歳
量の見込み ① (人)	343	85	398	109	100	34	336	86	390	98	90	31
確保方策 合計 ② (人)		459	444	147	125	68		459	418	146	125	65
過不足 ②-① (人)		31	46	38	25	34		37	28	48	35	34

事業の方向性 (確保方策 の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ●少子化が進み、全体としては量の見込みは減少傾向となる見込みですが、依然として年齢や地域によって不足が見込まれるため、<u>既存施設の定員適正化により</u>、待機児童の解消などを図ります。 ●大規模開発等により一時的に急激な量の見込みの増加がある場合や、他区域への流入が大きく見込まれる場合には、<u>区域を越えた確保方策</u>などを講じて、既存施設の効果的・効率的な運用を図ります。 ●保育所や認定こども園だけでなく、企業主導型保育事業の地域枠や幼稚園で行う一時預かり事業(幼稚園Ⅱ型)、長時間預かり保育等様々な保育資源を活用します。 ●児童の処遇や施設運営の安定化を図ります。また、教育・保育を支える職員の待遇改善や資質向上に努めます。 ●<u>国の補助金等を活用した施設整備を行い、安全確保に努めます。</u>
--------------------------	--

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
2,823	733	2,954	728	664	277	2,697	742	2,975	673	599	259	2,569	748	2,994	619	535	241
	4,164	3,019	921	773	421		4,120	3,010	918	770	420		4,076	3,014	927	779	423
	608	65	193	109	144		681	35	245	171	161		759	20	308	244	182

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
329	87	382	87	80	28	322	88	374	76	70	25	313	91	365	67	60	24
	444	405	143	122	64		444	405	143	122	64		444	405	143	122	64
	28	23	56	42	36		34	31	67	52	39		40	40	76	62	40

ウ 本庁・逸見行政センター区域

	令和7年度(2025年度)						令和8年度(2026年度)					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① (人)	445	108	451	128	117	52	419	106	438	113	102	47
確保方策 合計 ② (人)		751	411	124	105	73		691	438	131	115	83
過不足 ②-① (人)		198	△40	△4	△12	21		166	0	18	13	36

エ 衣笠・西行政センター区域

	令和7年度(2025年度)						令和8年度(2026年度)					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① (人)	840	188	815	225	210	83	812	194	823	209	192	80
確保方策 合計 ② (人)		920	818	233	194	100		829	858	218	201	120
過不足 ②-① (人)		△108	3	8	△16	17		△177	35	9	9	40

オ 大津・浦賀行政センター区域

	令和7年度(2025年度)						令和8年度(2026年度)					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① (人)	639	138	608	161	168	56	609	141	608	151	154	54
確保方策 合計 ② (人)		804	629	172	138	64		804	629	170	136	64
過不足 ②-① (人)		27	21	11	△30	8		53	21	19	△18	10

カ 久里浜・北下浦行政センター区域

	令和7年度(2025年度)						令和8年度(2026年度)					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
量の見込み ① (人)	808	196	640	215	199	88	773	196	674	212	191	83
確保方策 合計 ② (人)		1,437	740	265	207	95		1,437	685	249	194	90
過不足 ②-① (人)		433	100	50	8	7		468	11	37	3	7

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
393	104	425	98	87	42	367	102	412	83	72	37	341	99	397	69	59	30
	691	436	136	122	85		691	433	141	128	86		691	430	146	134	86
	194	11	38	35	43		222	21	58	56	48		251	33	77	75	56

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
784	200	831	193	174	77	756	206	839	177	156	74	727	212	848	159	138	71
	829	859	215	198	119		829	847	209	191	118		829	848	206	188	118
	△155	28	22	24	42		△133	8	32	35	44		△110	0	47	50	47

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
579	146	608	141	140	52	549	150	608	131	126	50	521	152	607	120	110	47
	789	629	178	138	64		774	629	176	136	63		759	629	183	142	66
	64	21	37	△2	12		75	21	45	10	14		86	22	63	32	19

令和9年度(2027年度)						令和10年度(2028年度)						令和11年度(2029年度)					
1号	2号		3号			1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳		教育 利用	保育 利用	2 歳	1 歳	0 歳
738	196	708	209	183	78	703	196	742	206	175	73	667	194	777	204	168	69
	1,411	690	249	193	89		1,382	696	249	193	89		1,353	702	249	193	89
	477	△18	40	10	11		483	△46	43	18	16		492	△75	45	25	20

(3) 地域子ども・子育て支援事業

①-1 利用者支援事業（基本型・特定型）

事業の概要	<p>こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような支援を実施します。</p> <p>また、待機児童の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるような支援を実施します。</p>
現状	<p>●令和5年度（2023年度）実績 2か所（基本型 1か所、特定型1か所）</p>
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<p>●地域子育て相談機関の設置とあわせ、新たに愛らんど追浜以外の愛らんどや公立こども園・保育園でも実施することとし、子ども・子育て支援に関する情報提供や相談支援等を行います。</p>

単位：か所

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み	2	16	15	14	14	14
	確保方策	2	16	15	14	14	14

①-2 利用者支援事業（こども家庭センター型）

事業の概要	<p>母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門の見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行います。</p>
現状	<p>●令和5年度（2023年度）実績 母子保健型 1か所 ※母子保健型は、令和6年度（2024年度）以降にこども家庭センター型に移行</p>
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<p>●妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない対応など相談支援体制を構築するとともに、特定妊婦、産後うつ、障害がある方への対応や地域資源の開拓など、多様なニーズに対応できる体制整備を行います。</p>

単位：か所

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み	母子保健型1	1	1	1	1	1
	確保方策	母子保健型1	1	1	1	1	1

①-3 利用者支援事業（地域子育て相談機関）

単位：か所

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み		16	15	14	14	14
	確保方策		16	15	14	14	14

② 地域子育て支援拠点事業（愛らんど）

事業の概要	子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みを相談し、情報の提供を受けることのできる場を提供します。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度（2023年度）実績 6か所 ●愛らんど追浜、愛らんど田浦、愛らんどウェルシティ、愛らんどよこすか、愛らんど西、愛らんど大津（令和6年度開設）、愛らんど久里浜で実施。
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	<ul style="list-style-type: none"> ●衣笠・西区域に子育てアドバイザーを配置するセンター型機能を持つ事業所の設置を目指します。 ●事業の担い手となる人材を確保・育成し、相談・助言体制の充実を図ります。

単位：人日（上段）／か所（下段）

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	量の見込み	<u>21,557</u>	22,229	25,317	25,267	25,225	27,470
	確保方策	6	7	7	7	7	8
追浜 田浦	量の見込み	5,957	5,408	6,300	6,928	6,928	6,297
	確保方策	2	2	2	2	2	2
本庁 逸見	量の見込み	6,986	6,343	7,389	7,387	7,387	7,385
	確保方策	2	2	2	2	2	2
衣笠 西	量の見込み	<u>2,424</u>	1,969	2,293	2,292	2,292	4,584
	確保方策	1	1	1	1	1	2
大津 浦賀	量の見込み	<u>304</u>	3,242	3,200	3,157	3,115	3,072
	確保方策	0	1	1	1	1	1
久里浜 北下浦	量の見込み	<u>5,886</u>	5,267	6,135	6,133	6,133	6,132
	確保方策	1	1	1	1	1	1

③ 妊婦健康診査

事業の概要	妊婦と赤ちゃんの健康を守るために、医療機関・助産所で行う健康診査費用の一部を助成する事業です。本市では、平成21年度から妊婦一人当たり最大で16回の妊婦健康診査の助成を行っています、
現状	●妊婦1人当たり16回の助成 ●令和5年度（2023年度）実績 対象者 1,790人 健診延べ回数 21,209回
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、妊婦健康診査の助成を行い、妊婦の健康管理の向上と経済的負担の軽減を図ります。 ●支援を要する妊婦を早期に発見して、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、安心して子育てができる環境を整えます。

単位：人／回

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	量の見込み 対象者数	1,790	1,626	1,550	1,478	1,409	1,343
	①健診延べ 回数	21,209	20,270	19,816	19,372	18,938	18,514
	②確保方策 延べ回数	21,209	20,270	19,816	19,372	18,938	18,514
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

④ こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

事業の概要	安心して子育てができるよう、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して、養育環境等の把握を行うとともに、子育ての支援を行います。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 家庭訪問数 1,711人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き、助産師や保健師等の専門職が、乳児家庭への家庭訪問を行い、養育環境等を把握し、子育て支援に関する情報提供や育児不安の軽減を図ります。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	1,711	1,681	1,635	1,597	1,567	1,544
	②確保方策	1,711	1,681	1,635	1,597	1,567	1,544
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑤ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業の概要	様々な要因で子育てが困難になっている家庭に助産師を派遣し、育児の援助や育児に関する技術指導を行うことにより、子育ての負担の軽減や環境の改善を図る事業です。また、要保護児童の適切な保護や支援を行うために、こどもに関連する機関等で構成されるこども家庭地域対策ネットワーク会議を開催しています。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 訪問家庭数 <u>6</u> 人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き養育支援が必要な家庭に助産師を派遣し、訪問援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。 ※令和5年度までは助産師やヘルパーを派遣していましたが、令和6年度からは助産師のみの派遣となりました。

単位：人

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	<u>6</u>	5	5	5	5	5
	②確保方策	<u>6</u>	5	5	5	5	5
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業の概要	保護者が病気や育児疲れ等により、こどもの養育が一時的に困難になった時に、乳児院・児童養護施設・ショートステイファミリー（里親）宅でこどもを預かります。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 延べ利用日数 <u>79</u> 日
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●引き続き事業を継続し、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人日/箇所（施設）

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み 0歳から5歳児の延べ 利用日数	79	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
	②確保方策 0歳から5歳児の延べ 利用日数	79	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>	<u>65</u>
	実施施設	<u>6</u>	<u>8</u>	<u>9</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>12</u>
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑦ ファミリー・サポート・センター事業（就学後）

事業の概要	保育施設等への送迎、開始時間前・帰宅後のこどもの預かり等、子育ての援助を受けたい人と、援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年度（2023年度）実績 <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 1,546人 <ul style="list-style-type: none"> おまかせ会員 322人 よろしく会員 1,101人 どっちも会員 123人 ・年間延べ利用児童数（小学生）760人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。 ●おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	760	632	618	604	590	576
	②確保方策	20,125	20,375	20,500	20,625	20,750	20,875
	過不足 ②-①	19,365	19,743	19,882	20,021	20,160	20,299

※確保方策の積算方法を変更（累積会員数→実会員数による積算等）

そのため、令和5年度実績も進行管理における報告値とは異なります。

⑧-1 一時預かり事業（在園児対象）

事業の概要	幼稚園の在園児を対象として保護者の就労、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、幼稚園の標準的な開園時間外に一時的にこどもの保育を行います。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 公立幼稚園を除く全ての施設等で実施
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●在園児の世帯の様々なニーズに応えられるよう、在園児を対象とした一時預かり事業について、全施設で実施します。

単位：人日

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	91,368	91,596	91,823	92,050	92,277	92,515
	②確保方策	91,368	91,596	91,823	92,050	92,277	92,515
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	9,474	10,025	10,576	11,127	11,678	12,232
	②確保方策	9,474	10,025	10,576	11,127	11,678	12,232
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	13,257	13,155	13,053	12,951	12,849	12,751
	②確保方策	13,257	13,155	13,053	12,951	12,849	12,751
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	13,748	15,958	18,167	20,376	22,585	24,796
	②確保方策	13,748	15,958	18,167	20,376	22,585	24,796
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	22,548	22,037	21,526	21,015	20,504	19,995
	②確保方策	22,548	22,037	21,526	21,015	20,504	19,995
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	32,341	30,421	28,501	26,581	24,661	22,741
	②確保方策	32,341	30,421	28,501	26,581	24,661	22,741
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

※事業ごと追加

⑧-2 一時預かり事業（在園児対象以外）

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の断続的、非定型就労や病気等の緊急時、冠婚葬祭、リフレッシュ等の場合に、教育・保育施設等で一時的にこどもの保育を行います。 ●ファミリー・サポート・センター事業は、未就学児の一時預かりも実施しています。子育ての援助を受けたい人と援助したい人を結ぶ有償ボランティア制による会員組織事業です。
現状	<ul style="list-style-type: none"> ●一時預かり事業 令和5年度（2023年度）実績 市内10か所で実施 延べ利用児童数 8,226人 ●ファミリー・サポート・センター事業 令和5年度（2023年度）実績 <ul style="list-style-type: none"> ・会員数 1,546人 <ul style="list-style-type: none"> おまかせ会員 322人 よろしく会員 1,101人 どっちも会員 123人 ・年間延べ利用児童数（就学前児童） 2,266人
提供区域	5区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	<ul style="list-style-type: none"> ●教育・保育施設等と連携して各提供区域において、最低1か所以上の設置を目指します。 令和6年度 11か所 → 令和11年度 17か所 ●ファミリー・サポート・センター事業において、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の募集を行い、会員数の拡充を図るとともに、事業内容の周知に努め、より利用しやすい事業を目指します。また、おまかせ会員及びどっちも会員（支援会員）の資質向上を図るための研修会や会員同士の交流会を行い、事業の活性化を図ります。

単位：人日

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	8,226	9,774	10,655	11,613	12,658	13,798
	②確保方策	86,375	94,625	97,500	97,875	100,750	103,625
	一時預かり	26,000	33,500	36,000	36,000	38,500	41,000
	ファミリー・サポート・センター	60,375	61,125	61,500	61,875	62,250	62,625
	過不足 ②-①	78,149	84,851	86,845	86,262	88,092	89,827

※確保方策のファミリー・サポート・センター積算方法を変更（累積会員数→実会員数による積算等）

そのため、令和5年度実績も進行管理における報告値とは異なります。

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
追浜 田浦	①量の見込み	922	1,095	1,194	1,301	1,418	1,546
	②確保方策	7,934	8,001	8,035	8,069	8,102	8,136
	一時預かり	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	ファミリー・ サポートセンター	5,434	5,501	5,535	5,569	5,602	5,636
	過不足 ②-①	7,012	6,906	6,841	6,768	6,684	6,590
本庁 逸見	①量の見込み	2,888	2,145	2,338	2,548	2,777	3,027
	②確保方策	36,238	36,573	39,240	39,408	39,576	39,744
	一時預かり	9,250	9,250	11,750	11,750	11,750	11,750
	ファミリー・ サポートセンター	26,988	27,323	27,490	27,658	27,826	27,994
	過不足 ②-①	33,350	34,428	36,902	36,860	36,799	36,717
衣笠 西	①量の見込み	409	486	530	578	630	687
	②確保方策	8,650	8,729	8,769	8,809	8,849	11,388
	一時預かり	2,250	2,250	2,250	2,250	2,250	4,750
	ファミリー・ サポートセンター	6,400	6,479	6,519	6,559	6,599	6,638
	過不足 ②-①	8,241	8,243	8,239	8,231	8,219	10,701
大津 浦賀	①量の見込み	0	2,695	2,938	3,202	3,490	3,804
	②確保方策	9,539	14,658	14,717	14,776	14,835	14,895
	一時預かり	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	ファミリー・ サポートセンター	9,539	9,658	9,717	9,776	9,835	9,895
	過不足 ②-①	9,539	11,963	11,779	11,574	11,345	11,091
久里浜 北下浦	①量の見込み	4,007	3,353	3,655	3,984	4,343	4,734
	②確保方策	24,015	26,664	26,739	26,813	29,388	29,462
	一時預かり	12,000	14,500	14,500	14,500	17,000	17,000
	ファミリー・ サポートセンター	12,015	12,164	12,239	12,313	12,388	12,462
	過不足 ②-①	20,008	23,311	23,084	22,829	25,045	24,728

⑨ 延長保育事業

事業の概要	就労時間の多様化による保育ニーズに対応するため、保育所等を利用しているこどもについて、通常の利用時間以外に保育を実施する事業です。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 全ての施設等で実施 年間利用児童数 2,007人
提供区域	5区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●認定こども園、保育所、地域型保育事業所全施設において、延長保育事業を実施します。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	2,007	2,022	2,037	<u>2,052</u>	<u>2,067</u>	2,081
	②確保方策	2,007	2,022	2,037	<u>2,052</u>	<u>2,067</u>	2,081
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
追浜 田浦	①量の見込み	320	306	<u>292</u>	<u>278</u>	<u>264</u>	252
	②確保方策	320	306	<u>292</u>	<u>278</u>	<u>264</u>	252
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
本庁 逸見	①量の見込み	458	419	380	<u>341</u>	<u>302</u>	262
	②確保方策	458	419	380	<u>341</u>	<u>302</u>	262
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
衣笠 西	①量の見込み	506	515	524	<u>533</u>	<u>542</u>	550
	②確保方策	506	515	524	<u>533</u>	<u>542</u>	550
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
大津 浦賀	①量の見込み	335	355	375	<u>395</u>	<u>415</u>	434
	②確保方策	<u>335</u>	<u>355</u>	<u>375</u>	<u>395</u>	<u>415</u>	434
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0
久里浜 北下浦	①量の見込み	388	427	466	505	544	583
	②確保方策	388	427	466	505	544	583
	か 所	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設	全施設
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑩ 病児・病後児保育事業

事業の概要	保護者の都合により一時的に家庭で保育できない病気や病気回復期のことも預かる事業です。病児・病後児保育センター2か所（横須賀市立うわまち病院内（令和7年3月から横須賀市立総合医療センター内）及びすすくかん内）で実施しています。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 横須賀市立うわまち病院内及びすすくかん内で実施 年間延べ利用児童数 530人
提供区域	全市1区域
事業の方向性 （確保方策の考え方）	●新たに1か所を設置し、送迎等にかかる負担が少ない住まいの近くで利用できるよう市内3か所の実施を目指します。 ●稼働率の向上等、利用しやすい環境づくりを目指します。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み	530	3,581	3,525	3,470	3,414	3,358
	②確保方策	2,900	2,900	<u>2,900</u>	4,350	4,350	4,350
	過不足 ②-①	2,370	△681	<u>△625</u>	880	936	992

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業の概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供します。						
現状	<p>●令和5年度（2023年度）実績 利用希望児童数 <u>2,600</u>人 利用定員 76か所 2,648人 （うち放課後子ども教室との校内交流型 12クラブ） ※「校内交流型」は、「新・放課後子ども総合プラン」における「一体型」のことです。 放課後児童クラブが学校内にある小学校数 30校 放課後子ども教室の開設校数 <u>17</u>校 【参考】市立小学校数 46校</p>						
提供区域	10区域（行政センター）						
<p>事業の方向性 （確保方策の考え方）</p> <div data-bbox="252 909 427 1205" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">事業の 方向性は 全体を 修正</p> </div>	<p>①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年度ごとの量の見込み及び目標整備量は、表を参照 ●待機児童が発生している小学校区において、公設民営の放課後児童クラブの設置または民設民営の放課後児童クラブ運営事業者の募集を行います。 ●夏季休業期間中の利用ニーズへの対応策などについて積極的に検討します。 ●運営上課題のある民設クラブから相談があった場合には、公設化について検討・協議を行います。 <p>②放課後子ども教室の年度ごとの実施計画</p> <table border="1" data-bbox="517 1137 1238 1223" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td style="text-align: center;">令和7～11年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">17校</td> <td style="text-align: center;">37校</td> <td style="text-align: center;">44校</td> </tr> </table> <p>③連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和11年度 90クラブ （※全校で子ども教室を開設するので全クラブ数） <p>④校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和11年度 36クラブ （※全校で子ども教室を開設するので、小学校内にあるクラブ数。クラブがある小学校数は、1小学校に2クラブある学校があることから35校） <p>⑤連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室を令和7年度中に市立小学校全校に開設し、すべてのクラブで連携型、小学校内に開設しているクラブで校内交流型を実施する。また、放課後子ども教室の開設にあたっては、放課後児童クラブあてに、放課後児童クラブの利用児童の放課後子ども教室の利用等の情報共有を行う。 <p>⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への学校施設の活用に関する具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●放課後子ども教室の実施場所について、特別教室等のタイムシェアにより確保します。 	令和5年度	令和6年度	令和7～11年度	17校	37校	44校
令和5年度	令和6年度	令和7～11年度					
17校	37校	44校					

	<ul style="list-style-type: none"> ●小学校内への放課後児童クラブの設置や小学校内放課後児童クラブの課題、放課後子ども教室の設置・運営については、各小学校の現状を踏まえて、福祉こども部が教育委員会、小学校長に十分な協議を行い、対応策を検討します。 ●小学校内への放課後児童クラブの整備については、今後の児童・学級数の推計を踏まえて、計画的に協議を行います。 ●小学校内に放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、福祉こども部主導のもと、設置小学校ごとに、小学校と運営者または市の間における運用ルール等を策定します。 <p>⑦放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●毎年、福祉こども部と教育委員会において放課後児童対策の状況・課題を共有し、学校施設の活用を含め連携が必要な事項について協議を行い、対応を検討します。 <p>⑧その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特別な配慮を必要とするこどもや家庭について、こども家庭支援センター等の関係機関との連携を図ります。 ●放課後児童支援員等の研修を充実し、必要な知識と技術の習得を図ります。 ●放課後児童支援員等を確保するために、国庫補助制度を活用した処遇改善や放課後児童クラブで働くことについての周知に取り組みます。 ●クラブが安定的に運営を行えるよう、監査等を通じて指導・助言を行います。 ●利用希望者に向けて、放課後児童クラブに関する情報発信を充実します。
--	---

単位：人／か所（クラブ数）

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域 (合計)	①量の見込み	2,600	2,672	2,752	2,828	2,898	2,960
	②確保方策	2,648	2,982	3,103	3,133	3,163	3,193
	放課後児童 クラブ数	76	84	87	88	89	90
	過不足 ②-①	48	310	351	305	265	233
追 浜	①量の見込み	315	309	316	323	328	334
	②確保方策	360	393	393	393	393	393
	放課後児童 クラブ数	10	11	11	11	11	11
	過不足 ②-①	45	84	77	70	65	59
田 浦	①量の見込み	112	123	125	127	130	131
	②確保方策	154	155	155	155	155	155
	放課後児童 クラブ数	4	4	4	4	4	4
	過不足 ②-①	42	32	30	28	25	24

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
逸見	①量の見込み	40	48	52	55	59	62
	②確保方策	35	35	35	35	35	65
	放課後児童 クラブ数	1	1	1	1	1	2
	過不足 ②-①	△ 5	△ 13	△ 17	△ 20	△ 24	3
本庁	①量の見込み	387	388	401	414	425	435
	②確保方策	380	435	435	435	435	435
	放課後児童 クラブ数	12	13	13	13	13	13
	過不足 ②-①	△ 7	47	34	21	10	0
衣笠	①量の見込み	297	298	304	310	316	320
	②確保方策	331	381	381	381	381	381
	放課後児童 クラブ数	10	11	11	11	11	11
	過不足 ②-①	34	83	77	71	65	61
西	①量の見込み	231	232	238	243	248	253
	②確保方策	202	207	238	268	268	268
	放課後児童 クラブ数	6	6	6	7	7	7
	過不足 ②-①	△ 29	△ 25	0	25	20	15
大津	①量の見込み	442	457	473	488	502	515
	②確保方策	468	542	542	542	542	542
	放課後児童 クラブ数	13	15	15	15	15	15
	過不足 ②-①	26	85	69	54	40	27
浦賀	①量の見込み	122	131	133	135	136	137
	②確保方策	143	173	173	173	173	173
	放課後児童 クラブ数	4	5	5	5	5	5
	過不足 ②-①	21	42	40	38	37	36
久里浜	①量の見込み	440	463	479	495	510	523
	②確保方策	390	436	496	496	526	526
	放課後児童 クラブ数	11	12	14	14	15	15
	過不足 ②-①	△ 50	△ 27	17	1	16	3
北下浦	①量の見込み	214	223	231	238	244	250
	②確保方策	185	225	255	255	255	255
	放課後児童 クラブ数	5	6	7	7	7	7
	過不足 ②-①	△ 29	2	24	17	11	5

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要	妊娠中及び出産後で、家事の支援等を必要とする家庭に、家事及び保育経験のある子育て支援ヘルパーを派遣し、当該家庭が安心して日常生活を営むことができるよう援助することを目的とします。また、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。
現状	●令和5年度（2023年度）実績 ヘルパー派遣数 <u>481回</u>
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●支援が必要な家庭にヘルパーを派遣し、援助を行うなど、子育ての負担軽減を図ります。

単位：人日

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>
	②確保方策		<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>	<u>642</u>
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑬ 児童育成支援拠点事業

事業の概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●定員20人の支援拠点を開設し、個別ニーズに応じた包括的な支援を提供します。

単位：人

区域	項目	令和5年度 (2023年度) 実績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		20	20	20	20	20
	②確保方策		20	20	20	20	20
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

⑭ 親子関係形成支援事業

事業の概要	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけることにより、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●令和7年度は、職員が親子関係形成支援プログラム資格習得の研修を受講し、相談対応等のスキルアップを図ります。

単位：人

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		175	175	175	175	175
	②確保方策		175	175	175	175	175
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

国手引き策定前のため、暫定

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要	主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域【暫定】
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●安心して子育てができるように、妊娠から出産まできめ細かな相談に対応します。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		2,577	2,511	2,456	2,414	2,381
	②確保方策		2,577	2,511	2,456	2,414	2,381
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

国手引き策定前のため、暫定

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業の概要	乳児又は満3歳未満の保育所等に通っていない幼児に適切な遊び生活の場を与えるとともに、その保護者の心身の状況、養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域【暫定】
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●令和7年度は地域子ども・子育て支援事業として実施します。

単位：時間

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		20,976	20,976	20,496	66,768	65,196
	②確保方策		20,976	20,976	20,496	66,768	65,196
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

国手引き策定前のため、暫定

⑰ 産後ケア事業

事業の概要	出産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行うとともに、関係機関との連携を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。
現状	※新規事業
提供区域	全市1区域【暫定】
事業の方向性 (確保方策の考え方)	●妊娠期から出産・子育て期にかけて切れ目のないサポートを行うことで、健やかな子育てを推進するとともに、児童虐待の予防に寄与します。

単位：人日

区 域	項 目	令和5年度 (2023年度) 実 績	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
市全域	①量の見込み		583	575	567	560	552
	②確保方策		583	575	567	560	552
	過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0

(4) 認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟なこどもの受け入れが可能であるだけでなく、一時預かり事業、相談、情報提供等地域の子育て支援のニーズを汲み取っていく施設であり、子育てに対する様々な不安や負担を軽減することが可能です。

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度に幼保連携型認定こども園が創設され、横須賀市では、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と、地域の子育て支援の充実を推進するための重要施策として、その普及に関して支援を進めてきました。

認定こども園の移行状況

区分	平成26年度 (2014年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
幼稚園型	0か所	9か所	10か所	10か所	10か所	11か所
幼保連携型	0か所	12か所	12か所	16か所	19か所	19か所
計	0か所	21か所	22か所	26か所	29か所	30か所

これまでの取り組みの結果、令和5年度の時点で幼稚園型および幼保連携型認定こども園あわせて30か所とおおむね計画どおりの普及が進んだこと、また今後待機児童の解消も見込まれることから、本プランでは、引き続き各施設の意向を踏まえて、認定こども園の移行に向けた相談などの支援を行います。認定こども園の設置数に関する目標は設定しないこととします。

(5) 学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割及びその推進方策

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、このような時期に、学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業がこどもやその家庭に与える影響は決して小さくありません。

そのため、横須賀市において、質の高い教育・保育等の提供を目指す子ども・子育て支援新制度の総合的かつ効率的な推進を図るための取り組みを継続していくとともに、更なる事業の充実に向けた取り組みの検討を行います。

また、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が、これまで以上にこどもや子育て世帯から快適に利用してもらえるためには、市と事業者との連携及び協力が必要不可欠です。

こどもの処遇改善、職員の資質向上及び待遇改善等については、子ども・子育て支援新制度施行前より進めています。平成28年度からは神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市の共同事業として「子育て支援員研修」を、平成29年度からは教育・保育施設や放課後児童クラブ等について、新たなリーダー的な役割を担う職員のキャリアアップを図るための研修制度が創設され、リーダー的な役割を担う職員に対しては、国の賃金改善に加え、市独自で賃金改善を行うなど、職員の待遇改善に努めています。

今後も引き続き、こどもの処遇改善や職員の資質向上、待遇改善を行い、より使いや

すい事業の提供を図ってまいります。その際には、市と事業者や従事職員等と情報交換などを行いながら、適切な事業の支援及び運営を図ります。

さらに、幼児期の学校教育・保育のうち教育・保育施設と地域型保育事業者との連携・接続については、こどもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けられることができるよう、公立保育所等を活用するなど、地域型保育事業の連携施設の確保を積極的に支援します。

(6) 学校教育・保育と小学校等との連携の推進方策

こどもは、成長過程において、多くの人や環境との出会いを通して人格形成を築いていくため、様々な環境における遊びや学びなどの連続性と発達への継続した支援が確保されなければなりません。

そのため、こども一人一人の個性や育ちを大切にして、小学校生活を送ることができるよう、幼保小の架け橋プログラムの推進を図り、幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との交流事業や情報交換会等を実施するとともに、幼稚園幼児指導要録や保育所児童要録などによりこどもが培ってきた生活実態を共有します。

また、それぞれの理解を深めるための研修会や講演会等を開催します。

(7) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の考え方

子ども・子育て支援法の改正により、施設等利用給付制度が創設され、令和元年10月から、幼児教育・保育の無償化に関して、対象者や対象事業が大幅に広がりました。

施設等利用給付費の支給（保育料の無償化）については、様々な給付方法が考えられますが、できる限り効率的・効果的な方法により、子育て世帯及び事業者が、無償化の効果を実感できるよう進めます。

(8) 児童虐待対策及び社会的養護体制の充実

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「横須賀市社会的養育推進計画」により、社会的養育の体制整備に関する全体的な視点を持ちつつ、横須賀市の実情に即した効果的な取り組みを推進していきます。

①横須賀市社会的養育推進計画の目標値

「家庭養育優先原則」に基づき、里親・ファミリーホームへの委託を推進します。改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、計画期間終了となる令和11年度の里親等委託率の目標を、中期計画の45%から50%に引き上げました。

この目標達成に向けて、里親制度の充実を図ります。里親の専門性向上や支援体制の強化に取り組むとともに、里親登録数を増やすための取り組みにも引き続き注力します。あわせて、ファミリーホームの設置促進を進め、家庭的養護の受け皿を拡充します。

一方で、こども一人ひとりの特性を十分に見極め、最適な養育環境を提供することも重要です。社会的養護の中心を担ってきた施設については、特別な支援を要することも養育するニーズがある現状も踏まえ、小規模化を図りつつ、これまで培ってきた組織

力と専門性をさらに高め、維持・発展させていきます。施設の特性や強みを活かしながら、段階的に体制の再構築を進めるとともに、地域における家庭支援の役割を担うことも検討し、その機能の拡充を図ります。

計画に基づく各種施策の推進にあたっては、施設、里親、ファミリーホーム、行政の各部門等の関係者間の緊密な連携が不可欠です。「こどもの最善の利益の実現」を5常に念頭に置き、バランスの取れた体制づくりを目指します。これらの取り組みを進める中で、社会情勢の変化や新たな課題に対して迅速かつ適切に対応することが求められます。そのため、国や県内の児童相談所設置県市の動向等を踏まえつつ、必要に応じて計画に掲げた目標値等の見直しを含めて柔軟に対応し、こどもたちの最善の利益の実現に向けて取り組みます。

②社会的養育の方向性

(1) 里親・ファミリーホーム委託の方向性

こどもが安心して育つ環境を提供するために、家庭と同様の養育環境である里親・ファミリーホームの委託を推進します。里親・ファミリーホームと市、施設等が相互に協力し、「こどもの最善の利益」を守るための取り組みを推進します。

また、フォスターリング業務の一部委託を進め、新たな支援策の導入を検討し、多層的な啓発活動を展開し、里親登録数の増加と里親支援の強化を目指します。

里親委託中だけでなく解除後の支援も含め、継続的なサポート体制を整え、里親家庭が安定した養育環境を提供できるよう努めていきます。

(2) 施設の方向性

施設においては、行動上・心理的課題を抱えるこどもを養育するニーズがあることから、即時の小規模化は困難です。しかし、「家庭養育優先原則」に基づき、施設での養育を受けるこどもは減少傾向にあります。今後は、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアを推進し、家庭的な環境を提供することを目指します。

家庭的支援とあわせて、児童指導員、保育士、看護師、心理療法担当職員、栄養士等の多職種連携による専門的なケアを提供し、ケアニーズの高いこどもへの支援を強化します。

施設の小規模化・地域分散化の推進とともに、施設機能の多機能化・機能転換を目指し、地域の家庭やこどもに対する支援をより包括的に行う体制の検討を進めます。個々のこどものニーズに応じた対応を基盤とし、質の高い養育の提供に努めていきます。

③社会的養育推進に向けた取り組み

「誰も一人にさせないまち」という理念の実現を目指します。この理念のもと、改正児童福祉法の3つの基本原則「こどもの最善の利益の実現」「こどもが権利の主体」「家庭養育優先」を踏まえ、こどもへの支援の段階ごとに具体的な取り組みを定めて、施策等を着実に実施していくこととします。

社会的養育推進に向けた取り組み

